

景観まちづくり刷新支援事業 事後評価項目・内容

評価の視点	評価の項目	評価の内容
①費用対効果の算定基礎となった要因の変化	費用対効果の算定基礎となった要因の変化	事業採択時の費用対効果分析に際し、費用の算定に用いた指標及び便益の算定に用いた指標について、事後評価時点との変化を確認する。変化の大きいものについては、その理由を示す。
②事業の効果の発現状況	景観の刷新性	3年間の集中的な景観整備より従前従後で際だった景観の変化 ^(※注) が生じたか確認する。 <small>※注 ここていう景観の変化は、単に外観の変化だけでなく、人々が歩きたくなる、住んでみたくなるといったように利活用が促進される、あるいは生活の豊かさを享受できるような空間の質的向上を伴うものである。</small>
	地域の活性化	本事業により、モデル地区又はそれを含む地方公共団体の「受入観光客数の増加」、または市民活動やイベントの活発化、空き家や空き店舗の減少などの「街の賑わいの創出」に関する達成状況を確認する。確認の際には、本事業で整備した個別の施設の利活用状況についてもあわせて確認することが望ましい。
	その他の効果	上記以外の効果（地場産業の活性化、民間投資の誘発、外部からの評価の高まり等）の発現状況を確認する。
③事業実施による環境の変化	自然環境に対する影響	事業の実施による自然環境への影響の有無を確認する。
	生活・居住環境等への影響	事業の実施による周辺環境（商店街の衰退、渋滞、地価等）への影響の有無及び地域住民の意識の変化を確認する。
④社会経済情勢の変化	社会経済状況の変化	社会経済状況の変化が事業に及ぼした影響について確認する。また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
	関連計画、関連事業の状況の変化	関連計画、関連事業の状況の変化（関連事業の中止、計画変更、事業の遅延等）が事業に及ぼした影響について確認する。また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
	事業環境等の変化	当該事業の必要性、住民のニーズ等に関する変化が事業に及ぼした影響について確認する。また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
⑤今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性について説明し、今後事後評価が必要となる場合は、その時期及び方法を示す。
⑥改善措置の必要性	改善措置の必要性	改善措置の必要性について明確に説明し、改善措置が必要な場合、その内容を示す。また、これまで既に実施した改善策がある場合は、その内容と効果について示す。
⑦同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	他地区の事業計画等に反映できる事項がある場合は、その内容を示す。また、評価手法について見直すべき点（評価項目・内容の追加や削除等）がある場合はその内容を示す。